

■ 今回の改定は、現計画策定後の避難指示解除等の時点修正を反映するもの。

## 改定の背景

### I 避難指示解除に向けた動き

- 「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3区域への再編完了  
(平成25年8月)
- 田村市都路地区における避難指示解除  
(平成26年4月)
- ⇒今後、川内村、檜葉町の避難指示解除に向けた取組を加速

### II 福島復興の加速化に向けた動き

- 「原子力災害からの福島復興の加速化に向けて」  
(福島復興指針 平成25年12月閣議決定)
1. 避難指示解除と帰還に向けた取組の拡充
    - 個人線量の結果に基づく被ばく低減対策や健康管理、健康不安対策の実施  
(平成25年11月 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方)
  2. 新たな生活開始に向けた取組等の拡充
    - 賠償の追加指針の決定  
(平成25年12月 中間指針第4次追補)
    - 福島再生加速化交付金の創設  
(平成25年度補正予算～)
    - 避難地域の将来像の検討
  3. 事故収束(廃炉・汚染水対策)への万全の対応
  4. 国と東電の役割分担の明確化

福島の復興・再生は新たなステージに移行

## 改定のポイント(主な追記・修正点)

### 第1部 全般的事項

- I 計画の意義、対象区域
  - 福島復興指針の基本理念
    - ・ 早期帰還支援と新生活支援の両面での支援
    - ・ 福島第一原発の事故収束に向けた取組強化
    - ・ 国が前面に立った原子力災害からの再生加速
- II 計画の取組方針・目標
  - 上記基本理念を具体化する取組(左記II記載4項目)
- III 計画の期間(10年とする期間に変更なし)
- IV 目指すべき復興の姿
  - ・ 福島再生加速化交付金の活用による帰還支援
  - ・ 追加賠償(中間指針第4次追補)による新生活支援
  - ・ 避難地域の中長期・広域の将来像を描くための今後の進め方を提示
- V 分野別の取組
  - ・ 平成26年度福島関連予算による事業実施

### 第2部 広域的な地域整備の方向

- I 各分野の取組
  - 広域インフラ等の平成26年度福島関連予算による事業

### 第3部 市町村ごとの計画

- 各市町村での区域見直しや復興・再生の取組の進展
- ※ 双葉町・大熊町は、両町の判断により、今改定時には計画を作成せず

### 田村市

- 都路地区における避難指示解除(平成26年4月)
- 都路地区の小学校、中学校、こども園、児童館を再開(平成26年4月)

### 南相馬市

- 避難指示解除を平成28年4月に予定
- 避難指示区域外については全量生産出荷管理区域となり、米の作付を拡大(平成26年度)

### 川俣町

- 個人積算線量計を山木屋地区住民全員に配布(平成25年12月)
- 山木屋小学校は平成26年度に復旧工事完了予定

### 広野町

- 広野駅東側地区開発事業では、平成26年度から造成事業を実施し、平成27年度までに拠点を整備。
- 中高一貫校を平成27年4月に開校予定

### 檜葉町

- JR常磐線広野駅～竜田駅間について、平成26年6月1日に運行再開
- 廃炉に係る遠隔操作機器・装置の開発・実証施設(モックアップ施設)の立地を決定(平成25年5月)

### 富岡町

- 富岡町以南の常磐道は復旧作業を終え、常磐富岡ICを再開(平成26年2月)
- 富岡浄化センターは応急仮復旧を完了予定(平成26年9月)

### 川内村

- 完全密閉型の植物工場を建設し、葉物野菜の生産を平成25年4月から開始
- 特別養護老人ホームが平成27年度中に開設予定

### 浪江町

- 浪江浄化センターの復旧工事は平成27年度の完成を目指す。
- 町内役場庁舎における業務再開(平成25年4月～)

### 葛尾村

- 葛尾幼稚園、小学校、中学校は三春町にて再開済み
- 平成26年度以降に水稻の試験栽培の拡大、野菜の試験栽培等を実施

### 飯舘村

- 福島市飯野地区に、子育て世代の村民を対象に、「村外子育て拠点」として災害公営住宅を整備
- 一時帰宅を支援する「いっとき帰宅バス」の運行

※双葉町・大熊町は、両町の判断により、今改定時には計画を作成せず

- 福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生基本方針に即して、内閣総理大臣が決定する。
- 避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的取組内容を記載する。

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日公布・施行)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

<基本方針に即して作成>

避難解除等区域復興再生計画

(平成25年3月19日内閣総理大臣決定)

《福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定》

## 第1部 全般的事項

- 計画の意義、対象区域
- 目指すべき復興の姿
  - ・短期、中期、長期
  - ・区域区分に応じた復興の在り方
- 計画の期間（10年間）
- 分野別の取組  
<インフラ、生活環境、産業再生等>
  - ・取組方針
  - ・講じる施策  
(25年度事業等具体的内容を含む)

## 第2部 広域的な地域整備の方向

1. 広域インフラ
  - ・道路 ・海岸
  - ・港湾、漁港
  - ・JR常磐線 等
2. 生活環境の再生
  - ・医療、福祉
  - ・教育 ・住宅 等
3. 産業の創出等
  - ・研究開発拠点整備
  - ・農業水利施設整備 等

## 第3部 市町村ごとの計画 ※

- I 全般的取組
  - ・市町村の現況
  - ・目指すべき復興の姿と取組の方針
- II 各分野の取組
  1. 除染
  2. インフラの整備
  3. 生活環境の整備
  4. 産業の再生

基本方針・グラウンドデザイン

取組内容の具体化

目指す方向性を共有

福島県・各市町村策定の計画

国、県、市町村の連携体制(3人4脚)で取組の具体化に向けた協議

※今回は、今後、インフラ復旧工程表の作成等と併せて策定する大熊町、双葉町を除く10市町村について策定